

納めて 広がる 国保の和

国民健康保険は病気やケガに備えて加入者が保険税を納め、万一のときの医療費などにあてる「助け合い」の制度です。また、皆様から納めていただいた国保税と国、県、市（一般会計）からの補助金等で成り立っています。全国的にも市町村国保は構造的赤字体質であるなか、石垣市も国民健康保険財政は厳しい運営を迫られています。

国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

所得の申告は保険税の算定だけでなく、国保の給付を受けるときなどにも必要です。所得（低・中所得世帯）の申告がなければ軽減することができませんので忘れずに正しく申告しましょう。

平成28年度税制改正により賦課限度額は医療分は54万円、支援金分は19万円に変わりました。また、5割軽減と2割軽減の判定所得基準額が引き上げられました。

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。

納税通知書は7月に発送されます

国民健康保険税は、国保に加入している皆様が疾病、出産、死亡等の医療給付費としての「医療分」、後期高齢者医療制度の支援費としての「支援分」、介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。

平成28年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.35%	2.20%	2.20%
資産割	19.00%	5.00%	4.20%
均等割	18,300円	4,300円	6,500円
平等割	16,600円	5,500円	4,000円
限度額	54万円	19万円	16万円

※介護分は第2被保険者：40歳以上65歳未満の者

●国民健康保険の計算方法

所得割＝所得額算出基準額に率を掛けます。

資産割＝固定資産税額に率を掛けます。

均等割＝加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。

平等割＝1世帯の平等割額です。

限度額＝上記4項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。

【お問い合わせ】

健康保険課 電話：0980-87-9045（内線226）

●税額算出例

給与所得者の場合（夫45歳・妻42歳・子16歳・子14歳）

夫の給与収入 300万円（所得に換算すると192万円）

妻の給与所得 60万円（所得に換算すると0円）

固定資産税 5万円

医療給付費分

【1】所得割 (192万円-33万円) × 8.35% = 132,765円

【2】資産割 5万円 × 19% = 9,500円

【3】均等割 18,300円 × 4人 = 73,200円

【4】平等割 16,600円

合計 232,000円・・・A 100円未満は切り捨て

後期高齢者支援金分

【1】所得割 (192万円-33万円) × 2.20% = 34,980円

【2】資産割 5万円 × 5% = 2,500円

【3】均等割 4,300円 × 4人 = 17,200円

【4】平等割 5,500円

合計 60,100円・・・B 100円未満は切り捨て

介護納付金分（40歳以上65歳未満）

【1】所得割 (192万円-33万円) × 2.20% = 34,980円

【2】資産割 5万円 × 4.2% = 2,100円

【3】均等割 6,500円 × 2人 = 13,000円

【4】平等割 4,000円

合計 54,000円・・・C 100円未満は切り捨て

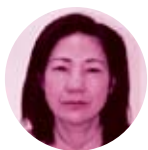
年税額（A + B + C）= 346,100円

毎週木曜日は夜間7時まで相談窓口を開設中！



南風盛 京子

新栄町、新川9区、白保



喜友名 吉江

大浜、新川10区、三和、川原開南、おもと、大里、伊野田



福地 香織

石垣、平得、宮良



井上 達雄

新川（真喜良）・川平、崎枝



本村 恵

登野城3、4区、名蔵、嵩田、吉原大嵩、米原、伊土名、野底



青木 大司

登野城1、2区、美崎町、浜崎町八島、伊原間 明石、平野



大工 美栄子

大川、真栄里

国民健康保険税 納税指導員

石垣市では、収納率向上対策に万全を期すため、市民皆様が自発的に納付いただけるよう納税指導業務の徹底をはかっています。毎週木曜日は夜間7時まで相談窓口を開設しておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご相談は私たちまで

国民年金保険料免除等の申請について

【お問合せ：市民課 0980-82-1260】

☆7月から平成28年度分の国民年金保険料免除等の受付開始！！

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（50歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市役所の国民年金窓口または年金事務所で手続きをしてください。

平成28年度免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月から平成29年6月までの期間を対象として審査をおこないます。また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市役所の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。